四　法第三条第一項第一号及び第五号に規定する業務を行うのに必要な測量に関する知識及び能力
五　［略］
六　その他法第三条第一項第一号から第六号までに規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

（試験の運用）

第七条　受験者は、指定された時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。

２　［略］

（領収証）

第二十七条　［略］

２　前項の領収証は、電磁的記録をもつて作成及び保存をすることができる。

３　第一項の領収証には、受領した報酬額の内訳を詳細に記載し、又は記録しなければならない。

（事件簿）

第二十八条　［略］

２　事件簿は、その閉鎖後七年間保存しなければならない。

（会計帳簿）

第三十五条の二　［略］

２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成及び保存をしなければならない。

［３～９　略］

第六章　懲戒

（権限の委任等）

第三十五条の七　次に掲げる法務大臣の権限は、法務局又は地方法務局の長に委任する。ただし、第二号及び第三号に掲げる権限については、法務大臣が自ら行うことを妨げない。

一　法第四十四条第一項の規定による通知の受理
二　法第四十四条第二項の規定による調査
三　法第四十五条第一項の規定による通告
四　法第五十五条の規定による報告の受理

第三十五条の八　法務大臣は、法第四十四条第三項の規定による聴聞を行おうとするときは、第四十条第一項の規定による調査を行つた法務局又は地方法務局の長の意見を聴くものとする。

２　法務大臣は、必要があると認めるときは、法第四十四条第三項の規定による聴聞の権限を法務局又は地方法務局の長に委任することができる。

（懲戒処分の通知）

第三十六条　法務大臣は、法第四十二条第一号若しくは第二号又は第四十三条第一項第一号若しくは第二号の処分をしたときはその旨を当該調査士又は調査士法人の所属する調査士会に、法第四十二条第三号又は第四十三条第一項第三号の処分をしたときはその旨を連合会及び当該調査士又は調査士法人の所属する調査士会に通知する。

三　平面測量（トランシット及び平板を用いる図根測量を含む。）に関する知識及び能力
四　［同上］
五　その他法第三条に規定する業務を行うのに必要な知識及び能力

（試験の運用）

第七条　受験者は、試験を開始する時刻までに試験場内の試験室に出頭せず、又は係員の承認を受けないで試験室から退室したときは、その試験を受けることができない。

２　［同上］

（領収証）

第二十七条　［同上］

［項を加える。］

２　前項の領収証には、受領した報酬額の内訳を詳細に記載しなければならない。

（事件簿）

第二十八条　［同上］

２　事件簿は、その閉鎖後五年間保存しなければならない。

（会計帳簿）

第三十五条の二　［同上］

２　会計帳簿は、書面又は電磁的記録（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。第三十五条の四において同じ。）をもつて作成及び保存をしなければならない。

［３～９　同上］

第六章　［同上］

［条を加える。］

［条を加える。］

（懲戒処分の通知）

第三十六条　法務局又は地方法務局の長は、法第四十二条第一号若しくは第二号又は第四十三条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項第一号若しくは第二号の処分をしたときはその旨を当該調査士又は調査士法人の所属する調査士会に、法第四十二条第三号又は第四十三条第一項第三号の処分をしたときはその旨を連合会及び当該調査士又は調査士法人の所属する調査士会に通知しなければならない。